

(ルート3・限界耐力計算等用)

静岡県建築構造設計指針適合状況チェックシート

※ 部分への記入をお願いします。

1. 案件概要

適合判定通知日	<input type="checkbox"/>
適合判定通知番号	<input type="checkbox"/>
(1) 建築物の名称	<input type="checkbox"/>
(2) 棟番号	<input type="checkbox"/>
(3) 構造設計者	<input type="checkbox"/>
(4) 建築場所(市町名のみ)	<input type="checkbox"/>
(5) 延べ面積	<input type="checkbox"/>
(6) 最高の高さ	<input type="checkbox"/>
(7) 階数	<input type="checkbox"/>
(8) 構造	<input type="checkbox"/>
(9) 構造計算の区分	<input type="checkbox"/>

※案件概要については、これらが明示された書類(適合判定通知書の写し等)を添付すれば記載不要です。

2. 静岡県建築構造設計指針への適合状況

(1) 静岡県建築構造設計指針への準拠		一部準拠、または準拠しない理由 (※建築主が考える理由)
選択欄(該当箇所「○」)		
<input type="checkbox"/>	準拠	
<input type="checkbox"/>	一部準拠	
<input type="checkbox"/>	準拠しない	
注) 「準拠」とは、本チェックシート「4.各規定への適合状況」の規定だけでなく、静岡県建築構造設計指針の各規定全てに準拠した場合が該当する。		

3. 計算結果(ルート3用)

ルート3	<input type="checkbox"/>
(1) 保有水平耐力計算結果(Qu/Qun)	<input type="checkbox"/>
注) 各階及び各方向において最小値を記入する。限界耐力計算の場合は記入不要。	

建築物の名称:

4. 各規定への適合状況(ルート3・限界耐力計算用)

棟番号:

	番号	指針項目	適用の有無	適合状況	備考欄
共通事項	1	2.5.3用途係数(I) 構造計算における地震力について、用途係数を考慮しているか	公共的建築物		
	2	2.5.5建築物の各種付属部分の地震力 各種付属部分について、表2.5-5に定める設計用震度を考慮しているか	付属部分がある建築物		※2mを越えない突出部にあっても適用される
	3	3.1.5,4.1.7エキスパンション・ジョイント エキスパンション・ジョイントの離隔幅を(3.1-1)式,(4.1-1)式により決定しているか	鉄骨造建築物 RC造建築物		※詳細な検討を行った場合も適合とする
鉄骨造	S01	3.3.2横座屈に対する補剛 技術基準解説書に示された方法を割り増して検討がされているか			
	S02	横座屈補剛材の必要補剛剛性と必要補剛力が、(3.3-1)式、(3.3-2)式により検討されているか	横補剛材が存在する場合		※検討が付されていないものは×とする
鉄筋コンクリート造	RC01	4.4.3柱の設計 できるだけ多くの中子筋を入れ、溶接閉鎖型せん断補強筋又はスパイラル筋を用いているか	地上階数5以上		※地上階数5階未満の場合は、十分な余長を持つ135°フック付きでも可
	RC02	軸力0.35BDFCを目安として、これを超える軸力が作用する柱は中子筋を配筋する			
	RC03	すみ柱は2方向からの荷重の同時作用を考慮して、十分ゆとりある設計を行う			※具体的な検討方法は、指針Q&Aを参照
	RC04	4.4.4耐力壁の設計 横筋のせん断補強筋比は0.4%以上、縦筋のせん断補強筋比は0.25%かつ横補強筋のせん断補強筋比の1/2以上とし、鉄筋間隔は25cm以下とする			
	RC05	4.5.3構造特性係数(Ds)算出方法 県指針表4.5-1における黒塗りの欄は原則として用いないやむを得ず用いる場合は、表の割増しを採用している	ルート3		※FDランクは採用できない。
基礎	基礎01	7.1.2異種の基礎 異種基礎とする場合の下記検討を実施している (1)沈下量、変形量の差の影響 (2)異種基礎間境界部の上部構造の補強 (3)エキスパンションジョイントなどの措置 (4)地盤改良や小径杭の検討	異種基礎を採用する建築物		※原則異種基礎は採用してはならない。
	基礎02	7.1.5地盤の液状化 液状化の検討における検討用加速度は中地震200cm/s ² 、大地震350cm/s ² とし、マグニチュードは7.5とする	地下水位以深に砂質土層がある場合		
	基礎03	7.3.1杭の許容支持力 杭先端のN値は杭先端の下部1dから上部4dまでの範囲のN値を基本とする	杭基礎による建築物		※詳細な検討を行った場合も適合とする
	基礎04	先端支持層の厚さ、根入れ深さは下記のいずれかによる (1)杭径(根固めがある場合は根固め径)の5倍以上の範囲で、先端下部の1d部分の平均N値(支持層N値)と同等以上であること (2)杭径(根固めがある場合は根固め径)の3倍以内の範囲で、先端下部1d部分の平均N値と同等以上であり、3倍より下のN値が基礎杭の先端下部のN値の60%以上の砂質土、砂礫土であること	杭基礎による建築物		※評価などを受けた工法による場合や、詳細な検討を行った場合も適合とする

注) 当該規定に適合する場合は○、適合しない場合は×を記す。適用のない場合は-とする。